

(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和6年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	健康福祉部障がい者支援課
指定管理者	社会福祉法人長野県社会福祉事業団

1 施設名等

施設名	長野県西駒郷	住所	駒ヶ根市下平2901-7
		電話	0265-82-5271
		ホームページ	https://nagano-swc.com/nishikomago/

2 施設の概要

設置年月	昭和43年4月	根拠条例等	長野県西駒郷条例
設置目的	知的障がい者の福祉を図ることを目的として、知的障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な介護、訓練その他の便宜を供与する。		
施設内容	障害者支援施設()内は指定事業所の定員 ・施設入所支援(90人) ・短期入所(併設型5室、空床利用) ・日中活動支援(生活介護(130人)、自立訓練(10人)、就労移行支援(6人)、就労継続支援A型(20人)、B型(34人) ・特定、一般相談支援事業、自立生活援助事業		
利用料金	障害者総合支援法の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額		
開所日			
開所時間			

3 現指定管理者前の管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
～平成16年度	直営(一部業務委託)	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成17年度～20年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成21年度～25年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成26年度～30年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成31年度～令和5年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	社会福祉法人長野県社会福祉事業団	指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)
選定方法	非公募		

5 指定管理料(決算ベース)

令和6年度(A)	令和5年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ) ※指定修繕料を除く
308,568千円	285,437千円	23,131千円	
	増減理由	宮田支援事業部(施設入所・生活介護)閉鎖による利用者収入の減及び、強度行動障がい者専用「すずらん棟」の運用開始に係る経費の増による	

6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none">利用者の利用に関する業務利用者に対する障害者総合支援法第5条第7項、第8項、第10項、第12項、第14項、第15項及び第20項から第24項までに規定する便宜の供与利用者に対する法第5条第17項に規定する援助施設及び設備の維持管理に関する業務

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標:入所及び通所利用者数】

(単位:人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度(A)	172	171	167	168	167	169	172	171	171	171	169	170	2,038
令和5年度(B)	180	179	177	177	175	175	175	174	175	174	173	173	2,107
(A)/(B)	95.6	95.5	94.4	94.9	95.4	96.6	98.3	98.3	97.7	98.3	97.7	98.3	96.7
増減要因等	利用者の死亡、他施設への移行、まつば棟閉鎖による地域移行など												

(2) 利用料金収入

(単位:千円、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度(A)	56,506	60,168	55,664	56,264	60,528	56,115	60,569	58,837	59,019	56,449	52,033	52,807	684,959
令和5年度(B)	53,735	54,903	54,724	52,856	50,691	48,729	54,133	50,521	52,814	50,604	47,317	51,773	622,800
(A)/(B)	105.2	109.6	101.7	106.4	119.4	115.2	111.9	116.5	111.7	111.6	110.0	102.0	110.0
増減要因等	令和6年度報酬改定による												

(様式2)

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
有	482円⇒499円 令和6年度報酬改定を受けて

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和6年度(A):365日 令和5年度(B):366日		無	

(5) サービス向上のため実施した内容

・すずらん棟において、アセスメント票「みらくる」を活用し、日々の生活と日中活動の定着を図る初期支援を、2月から1人が入居し支援体制を開始した。
 ・前年度に引き続き強度行動障害支援研修を年6回実施し実践を重ねた。研修講師は長期派遣研修修了者が担い、派遣先のSTP事業によるコンサルタントを受け学びを深めるように進めた。その実践報告会を、上伊那圏域自立支援協議会の研修会として共催しコンサルタントに評価していただいた。また、スペシャリスト養成を目的とした法人の先進施設長期派遣研修へ1名を派遣した(はるにれの里)。
 ・意思決定支援の過程で、本人の意思と今後の支援の方向性を確認する機会として、入所利用者を対象に「わたしが望む暮らし」の調査を実施した。
 ・身体拘束について具体的な実践事例を通じ意識向上を図ることを目的に、全職員対象に外部講師による「身体拘束の防止」をテーマに研修とグループワークを実施した。

(6) その他実施した取組内容

・駒ヶ根市地域見守りネットワークに参加し、生産物を移動販売する折に、地域見守り活動を行った。
 ・アート活動のアトリエ「風と太陽」を年11回開催し、地域への施設開放を行った。また、小学校・高校や施設などの依頼によりワークショップを実施した。また、恒例の展示会(ほっと展)に加え飯田・下伊那の2カ所で巡回展を行い、アート活動を通じた啓蒙活動を行った。
 ・アート活動の取扱規程を定め、作品の販売や2次利用を進め41作品21点の販売利用があった。また、西駒郷のパンフレット等にも活用した。
 ・一般就労に向け2名がトレーニングや訓練を受講し、うち1名が次年度4月からの就労に結びついた(福祉施設)。

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

利用者・家族の声
 ① トイレが男女共用になる場所がある。入浴で男性が使った後のお湯はいや。
 ② 外出等の支援を充実してほしい。買い物、食事、ドライブ、動物園など、普通の世間の生活を体験させたい。
 ③ 利用者の月に一度の外出などを職員が時間外でやっているとも聞いている。職員体制はなんとかならないか。
 ④ 朝ごはんはパンではなくご飯がいい。他、食事の量の多さ少なさ、味の濃い薄いなど様々な意見を多くいただきました。
 ⑤ 施設見学時、お風呂がとても寒々しく感じた。冬の入浴は寒くて大変ではないか。
 ⑥ 爪を定期的に切ってもらいたい。歯をきちんと磨いてもらいたい。
 ⑦ 都度、必要な連絡をいただいたり手助けをしていただきありがたい。職員がどんどん変わってしまう、うまくコミュニケーションがとれない。

対応状況
 ① トイレについては共用の場所もありますが、できる限り環境を整えていきます。入浴について頂いた意見は、時間や場所の調整により改善いたしました。生活環境について、利用者の皆様と共に考えていきますので、職員に気持ちを伝えてください。
 ② 月一回程度の外出の他、令和6年度は日帰り旅行も実施しました。今後も社会体験の機会を作ってまいります。
 ③ 職員の勤務時間内に外出支援が出来るよう、職員体制の充実や勤務の調整をしております。
 ④ 塩分量やカロリーは健康管理のため計算された食事の提供をさせていただいております。お一人おひとりの希望が反映できるようアンケート調査をしたり、選択食・行事食メニューの充実を図ってまいります。
 ⑤ 入浴時には、エアコンをつけ室内を温めております。棟内との寒暖差が大きくなるよう配慮しながら入浴を行っております。
 ⑥ 入所支援課では爪切りは定期的に行い、歯磨きの介助は朝夕の2回行っています。より良い支援ができるよう工夫をしております。
 ⑦ ご家族の皆様と必要な連絡を取り合っております。人事異動の際は、丁寧に引き継ぎをいたします。

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	・協定書、仕様書及び年度計画に基づき、施設の設置目標に沿った管理運営を実施。	・協定書、仕様書及び年度計画書に基づき、適正に運営が行われている。	B
平等な利用の確保	・全県からのサービス利用相談があった場合、利用希望のある部署等を見学してもらい、本人家族の意思確認を行っている。 ・入所(短期入所含む)利用については、施設内調整会議において受け入れの可否を判断することで平等な利用の確保に努めている。	・サービス利用の相談に対し、支援の現場を確認してもらい本人家族の意思を確認する等、丁寧な相談対応に努めている。 ・入所受け入れの可否について、個々の事情など施設全体で総合的に判断している。	B

(様式2)

利用者サービス向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援の実践の場において、入所利用者を対象とした「わたしが望む暮らし」の調査は、定期的なアセスメント時に利用者の意向を確認する機会を設ける形へと切り替えた。 外部講師を招いての排泄講習会を積極的に取り入れ、おむつの適切な使用方法や着脱等の指導を受け、支援方法の向上に取り組んでいる。 利用者の口腔機能の維持・回復のため、歯科医師や言語聴覚士により口腔ケアのアドバイスや嚥下機能等の評価や指導を受け、日々の支援に活かしている。 強度行動障がい者専用のアセスメントシートを参考に、西駒郷全体のアセスメントシートの見直しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に対する調査方法の見直しや外部講師による適切な支援方法の講習等により、利用者サービスの向上に取り組んでいる。 歯科医師や言語聴覚士による評価や指導を受ける機会を設けるなど、支援の質の向上を図っている。 アセスメントシートの見直しにより、利用者サービスの向上に努めている。 	B
職員・管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 宮田支援事業部まつば支援課を7月1日付で休止し、職員を駒ヶ根支援事業部へ配置した。3月末で宮田支援事業部の施設入所支援・生活介護・短期入所の事業を廃止し、駒ヶ根支援事業部に集約することで、効率化に取り組んだ。 すずらん棟の運用に向けて行動障がい支援アドバイザーを中心に専門職員で構成される職員体制を整え、2月から4時間体制で利用者を受け入れる運用を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員体制を見直し、機能の集中化に取り組んでいる。 すずらん棟の運用にあたり、専門職員による体制を整備し、障がい特性に配慮した施設として機能強化を図っている。 	A
収支状況	<ul style="list-style-type: none"> 収入額: 1,087,372千円 支出額: 1,018,550千円 収支差額: 68,822千円 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね適正な収支状況である。 	B
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書や協定書に沿った質の高いサービスの提供に努めた。 施設整備を行うとともに職員研修を積極的に行い人権や障がい特性に配慮したサービス提供の徹底を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書等に沿った適正な事業運営が行われている。 	B

- <評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
 C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	<ul style="list-style-type: none"> 慢性的な人材不足 利用者の高齢化、障がい特性に応じたサービスの提供と居室などの施設、設備の改修 質の高いサービスを提供できる組織体制の構築と専門性を有した職員の育成 築50年を経た施設の計画的改修、設備や備品の更新 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が望む暮らしを実現できるよう引き続き努力する必要がある。 障がい特性に応じた適切なサービス提供ができるよう、人材確保と育成に引き続き取り組む必要がある。 老朽化した施設、設備及び備品について、計画的に修繕や更新をしていく必要がある。

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:令和3年12月23日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課
1 利用者数に対して職員数が多すぎるため、一人一人の働き方を検証する必要がある。あり方検討会で議論されたような高齢障がい者や強度行動障がい等に対応できる支援者の育成等支援機能の強化を図るべきである。	1 施設が分散していること、生活の場と日中活動の場を分けていること、地域移行に力を注いでいることなどから相対的に職員数が多いと思われる。 効率的な運営と共に利用者へ適切なサービスを提供する体制について検討を進める。 強度行動障がい者への支援力の向上を図るために先進地への派遣研修及び専門家を招いての所内実践研修を実施している。	1、2 支援力を向上するための研修や、組織目標の共有など、サービスの向上のための取組を行っていく必要がある。
2 事業計画には、全県のセーフティネットの確保と障がい者福祉のモデル役とも掲げられている。全職員が同じ志で働けるよう、日々意識付けをしてほしい。	2 組織目標を共有し、より良いサービス提供をめざしている。	

(様式2)

<p>1 新型コロナウイルス感染症への対応として短期入所を一時停止したことにより、保護者の方々から不安・苦情が自治体に寄せられたということなので、危機管理体制については見直しが必要である。</p> <p>2 県下のセーフティネット機能を果たしていない。内部の入所調整会議も最後の砦としての意識が乏しく、自己保身的な選抜になっていないか検証が必要である。</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症の感染状況にもよるが、継続的にサービス提供ができるように努めていきたい。</p> <p>2 入所調整会議において、利用希望者及び居住する圏域の状況並びに利用するにあたっての当所の施設、設備などを含めた体制について総合的に勘案し利用を決めている。 多くの利用希望が寄せられている状況を踏まえ、利用希望に添えるよう努めていく。</p>	<p>1 継続的なサービス提供のために、安全に配慮した運営が必要である。</p> <p>2 県立施設としてセーフティネット機能を果たすべく役割を認識し、地域とも連携し仕組づくりを検討していく必要がある。</p>
<p>1 強度行動障がい者への対応が大きな課題となっている。障がい者施設としてより充実した対応が行えるよう、入所者の障がい特性に配慮した施設整備、対応する職員へのより充実した処遇改善をしていくべきである。</p> <p>2 苦情委員会について、障がい者自身は不満や苦情の意思伝達が十分にできないため、本人に加え保護者等の代理人を交えた形での運営に変更し、県へ情報共有するという仕組みを作るべきである。</p> <p>3 研修機会が多いのに現場の支援力に反映されていない。研修に派遣された職員だけがスキルアップするのではなく、派遣されなかった職員もスキルアップできる仕組みをつくり、サービス向上につなげていくべきである。</p>	<p>1 施設整備については、令和4年度設計、令和5、6年度に整備を実施した。 職員の処遇改善については現在検討会を設け検討をしている。</p> <p>2 顧客満足度調査でご家族のご意見をお聞きし、意向に添えるよう努めていく。 必要があれば保護者等を交えた意見聴取などを検討していく。</p> <p>3 支援現場での実践研修を積極的に取り入れている。</p>	<p>1 令和6年度に強度行動障がい者専用のすずらん棟が竣工、運用を開始した。引き続き、施設の機能強化を図っていく。</p> <p>2 施設運営の向上のため、保護者等との意見交換の場を設けることは必要である。</p> <p>3 実践研修などを通じて職員全体のスキルアップに努める必要がある。</p>
<p>1 非正規職員の数が正規職員を上回っている。優秀な職員確保のためには、非正規職員の正規職員化や、保有資格に応じた適正な手当支給、対応する入所者の障がいの程度に応じた特別手当の支給等、具体的な対策を考えていく必要がある。</p> <p>2 施設の老朽化が顕著であり、また、入所者の減少により未利用施設が放置されている。県において適切な対応が必要である。</p> <p>3 県と一体になって、構造改革を図るべきである。それができないなら、指定管理者制度での運営を止めて完全民営化すべきである。</p> <p>4 職員のモラル向上研修として、例えば虐待防止研修など定期的実施してほしい。</p> <p>5 派遣研修などは人材育成に欠かせないことから、職員体制の確保や経費的な支援は県も協力すべきである。</p>	<p>1 現在、職員全体の賃金、処遇に関する検討会を設け検討を行っている。</p> <p>4 職員の人権意識、支援力向上、モラル意識の向上を図るため、虐待防止委員会を始め機会をとらえて職員研修を行っている。</p>	<p>1 優秀な職員確保のために、処遇の改善や適正な手当支給などの対策を検討していく必要がある。</p> <p>2 施設の老朽化対策として、計画的に修繕を実施していく。また、令和5年度に駒ヶ根側の未利用施設2棟を除却した。引き続き、施設の集約化を徐々に進めていく。</p> <p>3 西駒郷あり方検討会での議論を基に庁内で優先すべき機能の整理等を行ってきた。今後は、地域生活移行による利用者の減少を踏まえ、施設をコンパクトにしながら必要な機能を強化し、セーフティネットを補完する施設にしていく民間への移行については慎重な議論が必要と考える。</p> <p>4 職員のモラル向上のために、必要な職員研修を行っていく必要がある。</p> <p>5 サービスの質の向上を図るため、人材育成や職員体制の確保について指定管理者と検討していく。</p>
<p>1 施設運営上の課題として設備の老朽化や職員確保の困難が掲げられていることから、適正な収支差額を確保できる範囲において、施設改修や職員の給与水準の引き上げ等、環境整備や処遇改善に予算を割くべきである。</p> <p>2 貸借対照表に建物、機械及び装置等の修繕費用等の一部を固定資産として計上しているが、不適切であることから適正に経理処理を行う必要がある。施設の設備を壊してしまう入所者が存在し相当な頻度で修繕が必要になっていることから、施設の特異性を加味した予算措置や経理処理が必要である。</p>	<p>1 効率的な運営を行い修繕費を確保するとともに大規模な修繕については県にその必要性を訴え、強く要望していく。 処遇の改善については現在検討委員会で検討を進めている。</p> <p>2 現在は修繕経費については資産計上を行っていない。 利用者の特性に対応した修繕費を確保できるように県に要望していく。また、利用者の行為による建物などへの物損に対応するため損害賠償保険への加入を進めていく。</p>	<p>1、2 施設の修繕等に必要予算確保に努めていく。</p>

(様式2)

<p>1 施設の老朽化、職員の確保困難等、中長期的な運営という面で大きな課題がある。</p> <p>2 利用者に寄り添った運営にすべきである。</p> <p>3 セーフティネット機能を果たし、支援モデルになっていると言えない現状を早急に改善すべきである。</p>	<p>1 職員確保については1事業所では解決しがたいものがあるため、事業団全体の課題として対応していく。</p> <p>2 利用者の安全、安心を第一に利用者に寄り添った運営を心がけている。今後はより一層利用者の声に耳を傾け、利用者の立場に立った運営を行っていく。</p> <p>3 全県のセーフティネットとしての役割を果たすよう努めていく。</p>	<p>1、2 西駒郷の機能強化を図る中で、入所者の高齢化への対応なども含め快適な生活環境の確保に努めていく。</p> <p>3 西駒郷あり方検討会の議論を基に、県立施設として必要な機能を強化し、セーフティネットを補完する施設にしていくよう努める。</p>
<p>1 今後の少子高齢化を考え合わせれば、入所者はより減少し、また、地域生活への移行を継続していけば、強度行動障がい者等、重度の障がいを抱える方々に集約化される傾向になると思われる。現在の施設を集約化し、現在よりも少ない入所者に対し、より専門化したスキルを有した職員で対応できるよう処遇改善と労働環境整備を行うべきである。そのために施設の建替えあるいは移転により集約化を行うべきである。</p> <p>2 経年劣化による大きな修繕費用等は県との協議事項になっているが、資金の填補は指定管理者独自ではできないので、この予算確保が問題になると思われる。</p> <p>3 職員配置、業務遂行について大改革を図り、小さな単位に事業を分割して民間法人に全面譲渡していくべきである。</p> <p>4 建設から50年経過した建物、設備の早期改善などの課題に早急に取り組んでほしい。また、民間への移行については、慎重な対応をしてほしい。</p> <p>5 上伊那圏域の障がい児受入れ施設が不足していることから、障がい者だけでなく障がい児の受入れを行っていただけるよう検討してほしい。また、計画相談事業所も不足していることから、西駒郷通所入所者以外の方についても、計画相談を受けしてほしい。</p>	<p>1 処遇改善については現在検討会を設け検討を進めている。</p> <p>2 大規模な修繕については設置者である県に強く要望していく。</p> <p>5 西駒郷利用者を中心に計画相談を行っている。上伊那圏域に相談支援を行う事業者が少ないため、相談員が受け持つ件数は多く、現状では新たに受け持つことは難しい。 これは上伊那圏域全体の課題であるので自立支援協議会などでの検討を要請していく。</p>	<p>1～4 西駒郷あり方検討会での議論を基に庁内で優先すべき機能の整理等を行ってきた。今後は、地域生活移行による利用者の減少を踏まえ、施設をコンパクトにしつつ必要な機能を強化し、セーフティネットを補完する施設にしていく。民間への移行については慎重な議論が必要と考える。</p> <p>5 障がい児の受入れについては、全県の状況を踏まえ慎重に判断する必要があると考える。</p>